

【公開用】 令和6年度 『通いの場づくり事業補助金』 に関するQ&A (R6.12.2時点)

No.	質問事項	回答
1	代表者が代われば、通帳も作り直す必要があるか。	作り直す必要はない。
2	DVDプレーヤーは対象経費になるか。	主に補助対象団体で使用する場合は対象経費となる。
3	ポットやコーヒーマーカーは対象経費になるか。	主に補助対象団体で使用する場合は対象経費となる。
4	ユニフォーム作成は対象経費になるか。	対象経費となる。ただし、後に加入される方にも行き渡るよう配慮すること。
5	グラウンドゴルフ大会等での賞品は対象経費になるか。	高額でないものであれば対象経費となる。ただし、換金性の高いもの（現金・金券（商品券等）・カタログギフト等）は不可。
6	自治会が所有しているコピー機を利用する場合の経費の算定はどのようになるか。	団体の利用にかかる支払いを証する領収書（紙、トナー代等）が自治会（区長等）から発行された場合のみ対象経費となる。
7	体操の後の食事会の材料費は対象経費になるか。	食糧費は対象経費にならない。
8	体操等で出席回数によって皆勤賞の様なものを渡す場合は対象経費になるか。	高額でないものであれば対象経費となる。ただし、換金性の高いもの（現金・金券（商品券等）・カタログギフト等）は不可。
9	食糧費は対象外だが、飲料を入れる紙コップは対象経費になるか。	対象経費となる（「消耗品費」として計上する）。
10	どのような講師であれば講師謝礼の対象経費になるか。	健康づくりや介護予防に関する講師を対象とする。
11	活動の延長で行うレクリエーション活動等で使用する備品の購入費は対象経費になるか。	活動の延長で行う取組に要する経費は対象とする。なお、景品等の購入については、NO.5のとおりとする。
12	活動拠点以外での活動に要する費用（バス代、施設の入場料等）は対象経費になるか。	本事業は、活動拠点での活動に対する費用を対象経費としているため、活動拠点以外の活動に要する費用は対象外とする。
13	体操を実施した後、年末などはビンゴゲーム等の催しを実施したい。景品は対象経費となるか。	No.5のとおりとする。
14	体操を実施した後、本来の活動とは異なった活動（手芸やコーラスなど）をしたいが、それらに使用する道具や備品等は対象経費となるか。	主に補助対象団体で使用する場合は対象経費となる。また、ノルディックウォーキングの杖のように個人が使用するものであっても団体として購入し、団体の備品として保管する場合は対象経費となる。
15	活動拠点の施設等の修繕（手すりの設置等）をした場合、対象経費となるか。	上限3万円までは対象経費となる。（「修繕料」として計上する）
16	カラオケクラブを立ち上げるため、カラオケ機器のレンタルを検討している。レンタル費用は対象経費となるか。	対象経費となる。（「使用料及び賃借料」として計上する）
17	代表者や団体名を変更した場合、書類の提出は必要か。	必要である。「加西市通いの場づくり事業補助金変更（中止）届出書」を提出すること。

【公開用】 令和6年度 『通いの場づくり事業補助金』 に関するQ&A (R6.12.2時点)

No.	質問事項	回答
18	500円程度の健康グッズ等を購入し、体操チームのメンバーに配布して自宅での健康作りに役立ててもらいたいと思っている。この商品代は対象経費となるか。	団体活動以外の場所で個人で使用するのは対象外とする。
19	トレーニングチューブを団体の備品として購入・実施場所で保管し、体操の前後に参加者が自由に使用したり、体操中に参加者全員で使用する場合、購入費用は対象経費となるか。	対象経費となる。
20	グラウンドゴルフの大会に参加するにあたり、大会参加費を支払っている。この参加費は対象経費となるか。	グラウンドゴルフの活動の一環であるので、対象経費となる。（「使用料及び賃借料（大会参加費）」として計上する）
21	グラウンドゴルフの大会に参加するにあたり、乗り合わせて会場まで行っているが、この時に車を出した人にガソリン代として費用を支払った場合、対象経費となるか。	対象外とする。
22	実績報告の際に必要な提出書類について、参加者の出席簿は名簿に記載している全員分が必要か。	補助金申請時に提出した名簿に記載している（所属している）メンバー全員について報告すること。
23	実績報告の際に提出する参加者の出席簿について、事業対象期間（4月～3月）の全てが必要か。	基本的には全て必要。ただし、対象期間の出席簿が全てそろわない場合は6か月以上あれば可とする。
24	グラウンドゴルフの練習で通常の活動場所とは異なるグラウンドゴルフ場を利用し、利用料が発生した場合、対象経費となるか。	グラウンドゴルフの活動の一環として利用するため、対象経費となる。
25	現在、公民館に集まって茶話会や輪投げなどのゲームをして活動をしている。今後、輪投げ以外にも体や頭を使った様々なゲームを用いて活動をしたいと思っている。この活動は補助対象事業となるか。	補助対象事業となる。 ただし、活動で使用する輪投げ等の備品等については補助対象となるが、茶話会での飲食代については補助対象とはならない。
26	補助金の振込について、会計上、先に補助金をもらわないと支出ができない。 先に補助金を振り込んでもらうことは可能か。	本補助金は実績を確認しての交付となるので、概算払はできない。
27	補助対象の条件である介護予防教室について、体操グループとグラウンドゴルフチームと合同で開催し、受講してもよいか。	補助対象団体の全員が受講できるよう開催されるのであれば合同で開催しても差し支えない。